

静岡県告示第255号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については平成25年3月29日に発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が平成29年3月28日付けで消滅した。

平成29年3月31日

静岡県知事 川 勝 平 太

加入区の名称

御前崎加入区